

「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について(答申案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果について

自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について(答申案)についてのパブリックコメントを、令和5年12月8日(金)～令和6年1月6日(土)まで実施した結果、8者から意見が提出されました。その詳細は次の通りです。

1. 意見募集の概要

「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について(答申案)」について、以下のとおり御意見を募集いたしました。

(1) 意見期間

令和5年12月8日(金)から令和6年1月6日(土)まで

(2) 意見提出方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)を介したインターネットによる提出又は郵送

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者数 8者

(2) 意見の総数 32件

※意見公募要領の要件を満たしていないものを除く。

3. 御意見の概要及びその対応について

別紙のとおり

別紙：御意見の概要及びその対応について

番号	御意見の概要		御意見に対する考え方
	該当箇所		
	ページ	行	
1	3	1	<p>民間等の取り組みを各地で広げる意義として、普通種の地域絶滅抑止の観点からの記述を追記すべき。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、「1.（民間等の活動を促進する意義）」の関連記載を、「<u>なお、里地里山や社寺林をはじめとした二次的な自然は、多くの固有種や絶滅危惧種を含む多様な動植物の保全を図る上でも重要な場であり、このような二次的な自然を保全するためにも、加えて、企業による取組</u>だけでなく、地域においては、農地の利用や林業による森林管理、NPOや地域住民による取組等が重要であるを通じて、里地里山をはじめとした自然環境の保全が図られてきた。絶滅危惧種の多くが里地里山などの二次的環境に分布している一方で、<u>加えて、近年では、</u>生息数の増加や生息地の拡大によって…」に修正します。</p>
2	5	4	<p>世界自然遺産である奄美大島において、環境保全に向けては様々な課題解決が必要だが、迅速な対応が期待できない。</p> <p>いただいた御意見は今後の環境施策の参考とさせていただきます。</p>
3	6	33	<p>「国土利用の観点で関係が深い計画」に、農業振興地域整備計画（農業振興地域制度）、都市計画マスタープラン、国土強靱化地域計画、再エネ促進区域（地球温暖化対策推進法）を追加すべき。</p> <p>国土利用の観点で関係が深い各種計画や施策と、国レベル及び現場レベルで連携や調和を図ることが重要と考えています。いただいた御意見も踏まえて、今後、具体化を検討してまいります。</p>
4	8	21	<p>答申案では内陸水域は陸域に含まれるという注釈があるが、これでは活動主体に対して、「内陸水域は自然共生サイト認定を受けられない」というミスリードを与えるため、注釈とせず、本文中に併記すべき。</p> <p>いただいた御意見の趣旨を踏まえて、「陸域（<u>内水面を含む</u>）及び海域（<u>内水及び領海に限る</u>）沿岸域を…」に修正します。</p>

5	9	15-18	活動計画の策定主体に対して、活動内容の検討に当たり、取組の効果を高めることに資する観点として「生態系ネットワークの構築」ということを伝えるべき。	御意見の趣旨を踏まえ、「3. (2) (活動の内容)」の関連記載を「また、特に活動範囲が限定されている場合は、周辺地域との関係性を踏まえ、 <u>例えば、生態系の連結性を確保する活動や、湿地保全のために水源地を保全するなど関連する場の生態系の保全にも寄与する活動など、生態系ネットワークの構築にも留意し、既存の保全地域の機能強化や地域の生物多様性保全に寄与しているかという視点も重要である。</u> 」に修正します。
6	9	25-28	良好な自然環境を大規模に開発した後に造成した小規模緑地が大臣認定されるようなことがないよう、「土地利用の変遷」の観点を重視するべき。	御意見の趣旨を踏まえ、「3. (2) (活動の内容)」の関連記載を「…、 <u>土地利用の変遷</u> や周辺地域との関係に係る過去の経緯、 <u>や…</u> 」に修正します。
7	9	10	「生態系の回復及び創出を行なう場所での活動」について、検討・整理を早急に進め、具体的な制度設計を行っていくことを明記すべき。	御意見の趣旨を踏まえ、「3. (2) (活動の内容)」の関連記載を「…検討・整理することが必要である。 <u>その際、自然共生サイト認定の仕組みの対象とならない、生態系の回復及び創出を行う場所での活動については、求められる活動等に関する検討を早急に進めることが重要である。</u> 」に修正します。
8	9	32	認定に当たっては、第三者の立入りのような介入の可能性が高く保全計画の確実性が担保できない区域は、可能な限り排除すべき。	確実な計画実行が担保されているか否かについては、認定の審査において的確に確認することが重要と考えています。また、「3 (3) 活動の継続及び質の担保への対応策」において、認定後において計画に沿った活動が実施されておらず、改善の見込みがないと判断される場合には、認定を取り消すことも必要であると記載されています。

9	10	7-8	活動に係るデータを公表、可視化することで、民間等が相互に状況を確認できるような仕組みを促進すべき。	御意見のとおり、民間等が相互に状況を確認できるような仕組みが重要であると考えています。そのため、御意見の趣旨については、「3. (3) (活動内容の見える化)」に次のとおり記載されています。 「これと同様に、活動の継続性や活動の効果を「見える化」させることも重要である。そのため、国は、認定された民間等による活動状況を一元的に把握できる機能も具備した、保全活動の把握から保全活動効果の評価まで一貫通貫の取組を「見える化」できる仕組みを構築することが必要である。」
10	10	13-17	生物多様性保全の基本施策は、地方公共団体等による生物多様性保全上重要な民有地の買上げ又は保護地域化であることを言及すべき。	当該答申は、民間等が所有・管理する場所において、生物多様性の増進活動を促進するための講ずべき措置についてとりまとめたものになります。 御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
11	10	32-35	民間の中間支援組織の役割の重要性を強調するとともに、中間支援推進のための資金獲得の支援の重要性について言及すべき。	御意見の趣旨を踏まえて、「3. (3) (中間支援)」の関連記載を、「 <u>これらを担える主体としてはそのため、</u> NPO、社団法人、財団法人等、生物多様性保全のノウハウや多様な人的ネットワークを有する民間団体も存在する。 <u>したがって</u> ことから、中間支援の推進に向けては、公的な支援センターに限らず、NPOなど民間団体との連携を <u>進めるとともに</u> も含め、…」に修正します。 資金獲得の支援に関する御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	10	7-8	5年ごとの認定更新だけでなく、「3 (3) (制度的措置)」の項に、より短期間のフォローアップを明記すべき。	認定された活動の状況については、「3. (3) (活動内容の見える化)」に記載された「認定された民間等による活動状況を一元的に把握できる機能も具備した、保全活動の把握から保全活動効果の評価まで一貫通貫の取組を「見える化」できる仕組み」によって、把握することを想定しています。いただいた御意見も踏まえて、今後、「見える化」の仕組みや機能を具体化してまいります。

13	11	19-26	地方公共団体に自然再興の実現に向けた民間等の活動推進の一役を担ってもらうためには、地方公共団体側の人員体制の強化及び研修の実施を検討すべき。	御意見の趣旨を踏まえて、「3. (3) (普及啓発の推進)」の関連記載を「…より理解を深める <u>ことや人材の育成にも繋がるような</u> ための勉強会やセミナーの開催…」に修正します。
14	11	19	地方公共団体ごとにネイチャーポジティブ、30by30目標を実現する必要があること、それが各市区町村の責務等といえることを言及すべき。	「30by30ロードマップ」において、地方公共団体の役割を記載しているところですが、各地方公共団体によって、自然の状況や保全の状況も様々であることから、各地方公共団体に対して、地方公共団体ごとのネイチャーポジティブや30by30目標の達成を一律の責務にすることは現状では困難であると考えております。そのような中で、環境省としては、地方公共団体での生物多様性の取組が促進されるためにも、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略について、手引きの発出やモデル事業等を通じて支援しているほか、環境省が事務局を務める「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」において、地方公共団体も含め多様な主体に対して「ネイチャーポジティブ宣言」の発出を呼びかけております。
15	11	10	モニタリングにおいては、手法の確立とモニタリング体制の構築はセットで重要であることから、モニタリングの担い手の養成を進める必要があることを追記すべき。	御意見の趣旨を踏まえ、「3. (3) (モニタリング)」の関連記載を「…継続可能かつ簡便なモニタリング手法の開発・普及を推進し、 <u>加えて、モニタリングの担い手の養成を進める</u> することが必要である。」に修正します。
16	11	18-33	地方公共団体への実効性のある財政的、人的支援、情報・技術の提供等について、より明確に記述すべき。また、市町村が取組むことの意義と、市町村および都道府県が担うべきそれぞれの役割を、明確化して記入すべき。	地方公共団体の役割については、「3. (3) (中間支援)」や「3. (3) (地方公共団体との連携)」において方向性を整理しています。いただいた御意見も踏まえて、今後、具体化を検討してまいります。
17	11	30	市町村による生物多様性地域戦略策定のために、国としても積極的に支援を行うことが重要であることとその具体的対応策を追記すべき。	御意見の趣旨を踏まえて、「3. (3) (地方公共団体との連携)」の関連記載を「その際、 <u>国としても、情報提供や専門家派遣等の技術的な支援を実施し、</u> 生物多様性地域戦略の策定によって、…」に修正します。

18	11	10	効果的かつ長期的なモニタリング体制を構築されていることが認定の重要な要件である旨を明記すべき。	いただいた御意見の趣旨は、「3. 3（モニタリング）」の冒頭に、「活動の効果など、目標に向けた達成状況の自己評価を行ない、必要に応じて順応的に活動内容を調整していくためには、生物の生息・成育状況をはじめとする目標に応じたモニタリングが重要である。」と記載されています。
19	11	9	「継続可能で簡便なモニタリング手法の開発・普及」の実施主体を明記すべき。	「継続的で簡便なモニタリング手法の開発・普及」については、それを担う主体を限定するのではなく、国、研究機関、民間企業等、多様な主体が進めることが効果的と考えています。既に、民間企業等において各種ツールの開発・普及が進められているほか、環境省では、普通種の昆虫に着目した簡便なモニタリング手法の開発を進めているところです。
20	13	18	既存の民間認証制度について、民間等のイメージ喚起のため、具体例を明示すべき。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、民間認証の例示として、「… <u>例えば、都市の緑地認証や森林認証、水産エコラベルなど</u> 既存の民間認証制度も存在していることから…」に修正します。
21	14	36-37	沿岸域を対象とした民間等の活動を促進するにあたり、水産庁が所管する補助金等の公的資金を活用することを視野に入れるべき。	御意見のとおり、公的資金の活用は重要であると考えています。そのため、御意見の趣旨については、「3. (5)（人的・資金的支援の強化）」において、土地利用・管理や地域活動の促進等に関連する関係省庁の公的資金も活用できるよう連携を強化する必要性が記載されています。なお、本答申案では、今後講ずべき措置の方向性について整理されており、具体策については、今後、施策を実施していく過程で検討されることとなります。

22	14	29-30	<p>マッチング制度の効果的な運用として、ポータルサイトでの支援だけではなく、研修会など関係者が直接集まる場が有効であることにも言及すべき。</p>	<p>申請者等と専門家等を仲介するマッチング制度の運用に関する御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、ポータルサイトについては、マッチング制度だけでなく、活動への支援を行ったことを証明できる制度についても併せて管理することで、支援の最大化及び効率化を図る目的があるため、より適当な表現として「3. (5) (人的・資金的支援の強化)」の関連記載を「なお、これらの制度を一体的に運用するに当たっては、必要な情報が集まるポータルサイト等を整理することが効果的である。」に修正します。</p>
23	14	18	<p>地権者に対する税制措置の必要性や整備費等に活用できる交付金の拡充についても記載すべき。</p>	<p>御意見の趣旨は、「制度化と合わせ、活動主体の取組に対する支援措置の在り方の検討を進めることが重要である。」と記載されています。また、公的資金の活用については、「3. (5) (人的・資金的支援の強化)」において、土地利用・管理や地域活動の促進等に関連する関係省庁の公的資金も活用できるよう連携を強化する必要性が記載されています。なお、本答申案では、今後講ずべき措置の方向性について整理されており、具体策については、今後、施策を実施していく過程で検討されることとなります。</p>
24	14	7	<p>「既存研究成果の集約や、新たな手法の調査・研究」の実施主体を明記すべき。また、「定性的な手法による評価」は本文から削除すべき。</p>	<p>「既存研究成果の集約や、新たな手法の調査・研究」については、それを担う主体を限定するのではなく、国、研究機関、民間企業等、多様な主体が進めることが効果的と考えています。また、生物多様性の評価に関する御意見については、定量的な評価が課題となっている中で、現実的な観点からの手法を例示する重要性に鑑み、新たな手法が開発等されるまでにでき得ることとして「定性的な手法による評価」が記載されたものです。生物多様性に関する評価については、様々な考え方がある中で、今後、具体的な検討を進めることが重要と考えています。</p>

25	14	13	当該文中の「申請者」を「個人、NPO等を除く申請者」にすべき。	御意見の箇所については、活動計画の申請ではなく、客観的な評価を実施する場合での記載になります。評価費用の負担について、企業、個人、NPO等の属性だけではなく、その試算、経理的基礎等も踏まえ総合的に検討する必要があると考えています。
26	15	1-2	国の認定を受けた場所のうち、トラスト地のように土地の担保性が高い場所については、固定資産税等を非課税・減免等とするなど、税制の在り方についても検討すべき。	御意見の趣旨については、「3. (5) (人的・資金的支援の強化)」に次のとおり記載されており、具体策については、今後、施策を実施していく過程で検討されることとなります。 「制度化と合わせ、活動主体の取組に対する支援措置の在り方の検討を進めることが重要である。」
27	15	4	土地を持っていない民間企業は、今回の答申案を受けて起こせる行動は限定的。そのため、場の保全以外にも、民間企業におけるネイチャーポジティブに向けた取組みを促進するため、ネイチャーポジティブに向けた取組みに関するより現実的なガイドラインの提示を検討してほしい。	御意見のとおり、土地を所有していない民間企業等においても、ネイチャーポジティブに貢献できる仕組みが重要であると考えています。そのため、御意見の趣旨については、「3. (5) (人的・資金的支援の強化)」に次のとおり記載されています。 「具体的には、自らが土地を有しない場合においてもネイチャーポジティブに貢献できる仕組みの一つとして、活動への支援を行ったことを証明できる制度を検討することが必要である。その際に、TNFDへの対応等に活用できるよう設計し、活動への支援が評価される制度とすることで、人的・資金的支援の強化が期待される。」 なお、企業におけるネイチャーポジティブに向けた取組みを促進するため、令和5年4月に「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」を公表しております。
28	15	34-36	種アプローチによる事業の計画認定も積極的に視野に入れるべき。	今回の答申が、特定の場所に紐づく活動計画の促進における講ずべき措置であることに対し、当該箇所は、「別途併行して検討が必要な課題」として、将来的には、場所ではなく種に着目した活動計画も対象にできないか視野に入れることが望ましい旨、記載されたものです。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

29	16	2-5	地域で相対的に重要な場から順次自然共生サイトへの登録を促せるような「見える化」の仕組みを構築すべき。	御意見の趣旨は、当該箇所「国として、どのような場所の保全が効果的かを示していくためにも、」と記載されております。いただいた御意見も踏まえて、今後、「見える化」の仕組みや機能を具体化してまいります。
30	16	2-5	市民・行政の関心を高めるために生物多様性に関する広い分野の価値のポテンシャルマップを積極的に公開するべき。	いただいた御意見も踏まえて、今後、「見える化」の仕組みや機能を具体化してまいります。
31	9 11 13	34 31 7	「経済優先」「産業優先」にならぬように、「生物多様性保全の優先」を明記すべき。	第五次環境基本計画において、「持続可能な社会を実現するためには、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であり、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした環境保全もはや成立し得ず、これらをWin-Winの関係で発展させていくことを模索していく必要がある」との考え方が示されており、民間等による生物多様性を増進する活動についても、この考え方のもと進めていくことが重要であると考えています。
32	全体		「一つ」と「ひとつ」、「か所」と「箇所」、「位置付け」と「位置づけ」とあり、字句を統一したほうがよい。	御意見を踏まえ、字句を統一するとともに、全般的に読みやすいよう修文します。